

8. 利用料金のご案内（介護老人福祉施設） 《基本料金》

(単位：円) ※負担割合を1割で試算

介護度	限度額 認定	部屋種別	利用料金				合計	
			介護サービス費	居住費	室料	食事代	1日	1月 (30日)
1	①	従来型個室	589	380	0	300	1,269	38,070
		多床室	589	0	0		889	26,670
	②	従来型個室	589	480	0	390	1,459	43,770
		多床室	589	430	0		1,409	42,270
	③-1	従来型個室	589	880	0	650	2,119	63,570
		多床室	589	430	0		1,669	50,070
	③-2	従来型個室	589	880	0	1,360	2,829	84,870
		多床室	589	430	0		2,379	71,370
④	従来型個室	589	1,280	0	1,480	3,349	100,470	
	多床室	589	980	0		3,049	91,470	
2	①	従来型個室	659	380	0	300	1,339	40,170
		多床室	659	0	0		959	28,770
	②	従来型個室	659	480	0	390	1,529	45,870
		多床室	659	430	0		1,479	44,370
	③-1	従来型個室	659	880	0	650	2,189	65,670
		多床室	659	430	0		1,739	52,170
	③-2	従来型個室	659	880	0	1,360	2,899	86,970
		多床室	659	430	0		2,449	73,470
④	従来型個室	659	1,280	0	1,480	3,419	102,570	
	多床室	659	980	0		3,119	93,570	
3	①	従来型個室	732	380	0	300	1,412	42,360
		多床室	732	0	0		1,032	30,960
	②	従来型個室	732	480	0	390	1,602	48,060
		多床室	732	430	0		1,552	46,560
	③-1	従来型個室	732	880	0	650	2,262	67,860
		多床室	732	430	0		1,812	54,360
	③-2	従来型個室	732	880	0	1,360	2,972	89,160
		多床室	732	430	0		2,522	75,660
④	従来型個室	732	1,280	0	1,480	3,492	104,760	
	多床室	732	980	0		3,192	95,760	
4	①	従来型個室	802	380	0	300	1,482	44,460
		多床室	802	0	0		1,102	33,060
	②	従来型個室	802	480	0	390	1,672	50,160
		多床室	802	430	0		1,622	48,660
	③-1	従来型個室	802	880	0	650	2,332	69,960
		多床室	802	430	0		1,882	56,460
	③-2	従来型個室	802	880	0	1,360	3,042	91,260
		多床室	802	430	0		2,592	77,760
④	従来型個室	802	1,280	0	1,480	3,562	106,860	
	多床室	802	980	0		3,262	97,860	
5	①	従来型個室	871	380	0	300	1,551	46,530
		多床室	871	0	0		1,171	35,130
	②	従来型個室	871	480	0	390	1,741	52,230
		多床室	871	430	0		1,691	50,730
	③-1	従来型個室	871	880	0	650	2,401	72,030
		多床室	871	430	0		1,951	58,530
	③-2	従来型個室	871	880	0	1,360	3,111	93,330
		多床室	871	430	0		2,661	79,830
④	従来型個室	871	1,280	0	1,480	3,631	108,930	
	多床室	871	980	0		3,331	99,930	

※請求金額は、『介護サービス費』に個人の負担割合及び1.014（国の定める地域区分単価）を加算させていただきます。

◎ 加算料金

(単位：円) ※負担割合を1割で試算

(1)	日常生活継続支援加算	(I)	36/日	総入所者の70%以上が、要介護4,5又は、65%以上が認知症である。見守り機器を複数導入していること。かつ、介護福祉士が常勤換算で入所者の数が6又はその端数を増すごとに1名以上配置している
(2)	看護体制加算	(I)口	4/日	常勤の看護師を1名以上配置
		(II)口	8/日	看護職員が、常勤換算で入所者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置している。看護職員と24時間連絡体制確保している
(3)	夜勤職員配置加算	(I)口	13/日	厚生労働大臣が定める夜勤を行う介護・看護職員数に1を加えた数以上の夜勤職員を配置している
		(III)口	16/日	上記(I)に加え、夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置していること
(4)	生活機能向上連携加算	(I)	100/月	外部のリハビリ専門職と連携し個別訓練計画を作成した場合
		(II)	200/月	外部のリハビリ専門職が施設を訪問し、個別訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合
			100/月	上記に加え、個別機能訓練加算を算定している場合
(5)	個別機能訓練加算	(I)	12/日	個別機能訓練計画を作成し機能訓練を実施した場合
		(II)	20/月	(I)を算定している場合で、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合
		(III)	20/月	(II)を算定している場合で、口腔衛生管理加算(II)及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合
(6)	ADL維持加算	(I)	30/月	ADLの維持又は改善度合いが一定水準を超えた場合
		(II)	60/月	
(7)	若年性認知症利用者受入加算		120/日	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている
(8)	医師配置加算		25/日	専従の医師を1名以上配置
(9)	配置医師緊急時対応加算	通常時間外	325/回	配置医師が施設の求めに応じ、通常時間外・早朝夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合
		早朝夜間	650/回	
		深夜	1,300/回	
(10)	精神科療養指導加算		5/日	精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上実施した場合
(11)	障害者生活支援体制加算		26/日	障害者生活支援員による視覚障害者への生活支援をした場合
(12)	外泊時費用		246/日	入院・外泊した場合に、上記料金に代えて(6回/月を限度、外泊初日と、最終日を除く)
(13)	外泊時在宅サービス利用費用		560/日	1月に6日を限度とする。(外泊初日及び最終日は算定不可)(外泊時費用を算定している場合は算定不可)
(14)	初期加算		30/日	入所した日から起算して30日以内の期間
(15)	再入所時栄養連携加算		200/回	入所者が医療機関に入院し、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養ケア計画を作成した場合
(16)	退所前訪問相談援助加算		460/回	利用者の居宅訪問をし療養上の指導を行った場合。入所中は、1又は2回を限度とする
(17)	退所後訪問相談援助加算		460/回	退所後30日以内に利用者の居宅訪問をし療養上の指導を行った場合退所後1回を限度とする
(18)	退所時相談援助加算		400/回	退所後の相談援助を行い、市町村及び、介護支援センターに必要な情報を提供した場合
(19)	退所時情報提供加算		250/回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する
(20)	退所前連携加算		500/回	居宅介護支援事業所に対し、情報提供し、当該利用者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合
(21)	栄養マネジメント強化加算		11/日	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、栄養ケア計画を作成し、食事の観察を週3回以上行い、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出している場合
(22)	退所時栄養情報連携加算		70/回	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する場合

(23)	経口移行加算		28/日	経管により食事を摂取する場合であって、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合(原則180日)	
(24)	経口維持加算	(I)	400/月	経口摂取するが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる場合に、経口維持計画を作成し、特別な管理を実施した場合	
		(II)	100/月	(I)を算定している場合で、医師又は協力歯科医療機関の歯科医師と共に経口維持について検討した場合	
(25)	口腔衛生管理加算	(I)	90/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月2回以上実施した場合。また、入所者に対し口腔ケアを月2回以上実施した場合	
		(II)	110/月	口腔衛生等の管理に関わる計画の内容を厚生労働省に提出した場合	
(26)	療養食加算		6/回	療養食が必要な場合	
(27)	特別通院送迎加算		594/月	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、通院のため送迎を行った場合	
(28)	協力医療機関連携加算	(1)	100/月	施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保した場合	
		(2)	5/月		
(29)	高齢者施設等感染対策向上加算	(I)	10/月	施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うための連携体制を構築している場合	
		(II)	5/月		
(30)	新興感染症等施設療養費		240/日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する	
(31)	生産性向上推進体制加算	(I)	100/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること。	
		(II)	10/月		
(32)	看取り介護加算	(I)	72/日	死亡日以前 31日以上45日以下	医師により回復の見込みがないと診断され、常勤看護師1名以上配置し、24時間連絡体制を確保。入所者・家族等に看取り指針及び介護計画を説明し同意を得る。看取りに関する職員研修の実施。看取り実施時の個室・静養室の利用。退所日の翌日より死亡日まで算定不可
			144/日	死亡日以前 4日以上30日以下	
			680/日	死亡日の 前日及び前々日	
			1,280/日	死亡日	
		(II)	72/日	死亡日以前 31日以上45日以下	上記(I)に加え、配置医師緊急時対応加算の要件を満たしており、看護体制加算(II)を算定している場合
			144/日	死亡日以前 4日以上30日以下	
			780/日	死亡日の 前日及び前々日	
			1,580/日	死亡日	
(33)	認知症専門ケア加算	(I)	3/日	総入所者の1/2以上に、日常生活に支障をきたす症状・行動が認められる場合。認知症に係る専門研修修了者が、対象者20人までは1名、それ以上は10人又はその端数ごとに1名以上配置 認知症ケア会議を定期的開催している	
		(II)	4/日	(I)の基準に加え、認知症介護の指導に係る専門研修修了者が、(I)の基準より1名以上配置 認知症ケア研修計画を作成・実施している	
(34)	認知症行動心理症状緊急対応加算		200/日	医師が、認知症の行動・心理症状があり、在宅生活が困難で、緊急入所が必要であると判断した場合(入所日から7日まで)	
(35)	認知症チームケア推進加算	(I)	150/月	認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応を行うため、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームケアを行っていること	
		(II)	120/月		
(36)	褥瘡マネジメント加算	(I)	3/月	入所者ごとに褥瘡発生に関連のあるリスクについて、施設入所時に評価を行い、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成・記録し、その情報を厚生労働省に提出した場合	
		(II)	13/月	(I)に加え、褥瘡の発生のあるリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がないこと	

(37)	排せつ支援加算	(I)	10/月	排せつに介護を要する入所者ごとに、医師等が入所時に評価を行い、支援計画を作成し、その内容を厚生労働省に提出している場合	
		(II)	15/月	(I)に加え、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれも悪化がない。又はおむつの使用がなくなった場合	
		(III)	20/月	(I)に加え、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれも悪化がない。かつ、おむつ使用ありからなしに改善している場合	
(38)	自立支援促進加算		280/月	入所時に自立支援のために必要な医学的評価を行い、自立支援に係る支援計画の作成・実行するとともに、入所者ごとの支援計画を厚生労働省に提出している場合	
(39)	科学的介護推進体制加算	(I)	40/月	利用者ごとの心身の状況等を厚生労働省に提出している	
		(II)	50/月	(I)に加え、疾病状況の内容を厚生労働省に提出している	
(40)	安全対策体制加算		20/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること	
(41)	サービス提供体制強化加算	(I)	22/日	介護福祉士が介護職員の80%以上 勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上	
		(II)	18/日	介護福祉士が介護職員の60%以上	
		(III)	6/日	介護福祉士が介護職員の50%以上 常勤職員75%以上 職員総数のうち勤続年数7年以上が30%以上	
(42)	介護職員処遇改善加算	(I)	右記参照	介護サービス費及び上記(1)～(41)を含む全ての算定加算単位数×	140/1000
		(II)			136/1000
		(III)			113/1000
		(IV)			90/1000

※請求金額は、単価に個人の負担割合及び1.014（国の定める地域区分単価）を加算させていただきます。

### 《介護保険給付対象外のサービス》

（単位：円）

(1)	おやつ代		160/日	経管栄養（鼻腔・胃瘻等）の方は対象外
(2)	電気使用料	大型	110/日	お受けした日より日額換算(1品目毎)大型家電製品等
		小型	60/日	お受けした日より日額換算(1品目毎)テレビ、電気あんか、エアーマット等
(3)	特別な送迎費		953/回	片道1回につき
(4)	預り金（貴重品）等事務手数料		1,905/月	
(5)	コピー使用料（複写物）		10/枚	
(6)	日用品費教養娯楽費		430/日	トイレットペーパー・おしぼり・石鹸・ティッシュ・シャンプー・タオル・行事費他
(7)	健康管理費	実費		インフルエンザ予防接種
(8)	クリーニング代	実費		
(9)	理美容料	実費		要予約
(10)	おむつ使用料	無料		
(11)	洗濯代	無料		
(12)	クラブ・レクリエーション材料費	無料		

※(1)～(5)の請求金額は、単価に消費税を加算させていただきます。